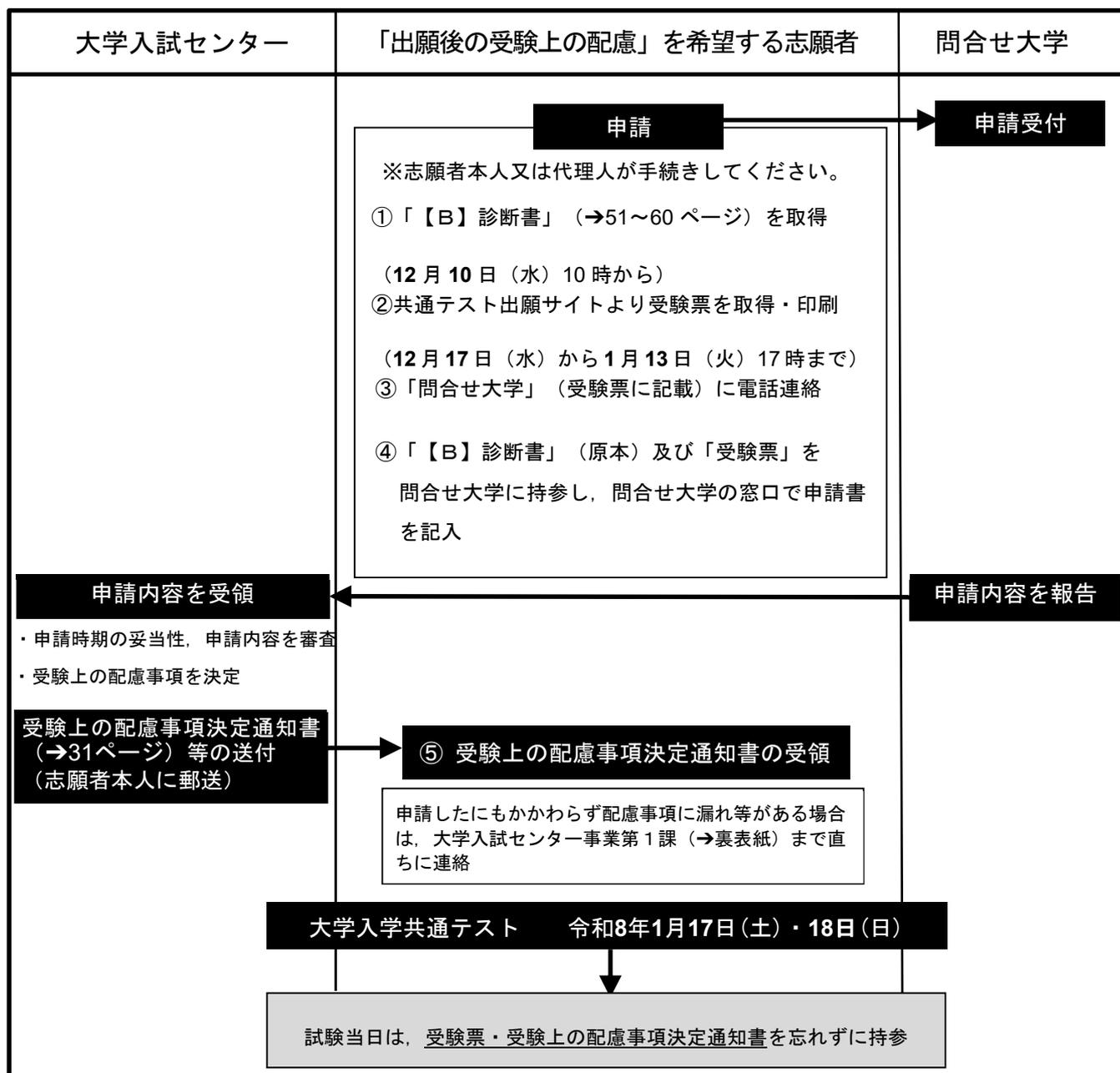


## 6 出願後の不慮の事故等による受験上の配慮

- 大学入学共通テスト出願後の不慮の事故等（交通事故，負傷，発病，症状の悪化等）のために受験上の配慮を希望する者には，申請に基づき大学入試センターで審査の上，「受験上の配慮案内〔障害等のある方への配慮案内〕」に準じた受験上の配慮事項を決定します。
- この申請は，申請する理由が出願後に発生した場合に限り行うことができるものです。出願時までに申請すべき内容であった場合には対象となりません。
- 申請期間は，令和7年12月17日（水）から令和8年1月13日（火）17時までです。
- 提出する診断書は，大学入試センター所定の様式「【B】診断書」（→51～60 ページ）を使用してください。

### 【申請から受験上の配慮事項の決定・通知，受験までの流れ】



## 【注 意 事 項】

- 出願後の不慮の事故等により受験上の配慮を希望する場合には、12月17日（水）以降に速やかに申請してください。試験直前の申請など、申請内容への対応が直ちにできないような場合には、希望する配慮が行えないことがあります。
- 「【B】診断書」には、発症等の時期及び希望する配慮事項が必要な理由を必ず明記してもらってください。
- 障害等の程度や希望する配慮事項によっては、十分な審査を行うため、大学入試センターから、「【B】診断書」以外に追加で書類等の提出を求める場合があります。
- 申請時期が期限直前などの理由で、「受験上の配慮事項決定通知書」等が試験前日までに届かない場合、大学入試センターから審査結果について電話で連絡します。

## 7 その他

### 個人情報の取扱いについて

個人情報については、「個人情報の保護に関する法律」及び「独立行政法人大学入試センター保有個人情報の適切な管理のための措置に関する規則」に基づいて、適切に取り扱うとともに、大学入学共通テストの志願者の取扱いに準じます。詳細については、受験案内の62ページを確認してください。

### 志望大学への事前相談について

病気・負傷や障害等の種類と程度によっては、各大学が実施する教科・科目に係る個別テスト等や修学上（入学後の大学生活等）の配慮が必要となることがありますので、別途、志望大学が定めている期日までに、志望大学に相談してください。

なお、大学入学共通テストの受験上の配慮の申請を行っただけでは、各大学が実施する教科・科目に係る個別テスト等での受験上の配慮を申請したことにはなりませんので、注意してください。